

技第 451 号
令和2年2月28日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

コンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項について（通知）

現場作業における技能労働者の不足などに対応すべく、さらなる生産性の向上が求められており、コンクリート構造物の構築にあたって、それぞれの現場条件などに応じて現場打ちとコンクリート二次製品のそれぞれのメリットを生かし、適材適所で採用していく必要があります。

このため、コンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項を下記の通り定めましたので、関係職員に周知願います。

記

1. 対象業務

農林水産部及び土木部（建築住宅課を除く）が所管する業務委託

2. コンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項

別紙の通り

3. 適用

本通知以降発注、変更指示する業務

4. その他

本通知は職員ポータルライブラリに次の名称で登録します。

01-03-399【設計積算基準関連通知】コンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項について

5. 問い合わせ先

土木部技術管理課 土木設計基準グループ 田中、林

無線：8-300-2-5924 e-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.

コンクリート構造物の比較案作成にあたっての留意事項

コンクリート構造物の設計にあたっては、現場打ちの方が経済的に有利との考えで安易に採用することなく、コンクリート二次製品の活用を可能な限り図るための検討を行うこと。

比較案作成にあたっては、個々の現場条件に応じて、工期等を考慮の上、下記に示すような項目について勘案し、コスト比較を行うこと。

なお、これら以外の要素（工期短縮効果、安全性向上効果、施工性、周辺交通に与える影響、維持管理の容易性等）についても、可能なものについては適宜比較計上すること。

<勘案する項目>

- ・ 本体工事費
- ・ 仮設工に関する費用（土留工、水替工等）
- ・ 交通管理工に関する費用（交通誘導警備員等）
- ・ 残土処理工に関する費用（残土等処分費等）
- ・ 構造物詳細設計に関する費用

<検討イメージ>

